

## **第2章 各段階における対策**



WHO パンデミック宣言

政府・県対策本部設置

緊急事態宣言

市対策本部設置

(解除宣言)

解散

※業務継続計画の策定

情報収集、サーベイランス、情報提供・共有

相談窓口の設置

感染予防対策

(個人、学校、保育園・認定こども園・幼稚園、社会福祉施設、医療機関、事業所等)

外出自粛、施設使用制限等の要請

医療体制の整備（保健所、医師会、医療機関、消防本部等との連携）

帰国者・接触者外来

一般医療機関での診療

感染症指定医療機関（入院措置）

- ・重症患者⇒入院
- ・それ以外⇒在宅療養

支援策の策定、準備

市要援護者への生活支援

ライフラインの業務継続計画、火葬体制の整備等

市民生活、経済の安定

予防接種体制の整備

予防接種の実施（特定接種、住民接種）

## 未発生期

- ◇新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ◇海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

### 【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 県との連携の下に発生の早期確認に努める。

### 【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画を踏まえ、県や関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施など、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

## 実施体制

### 【体制の整備、関係機関との連携】

- ◇県行動計画に基づき、計画を作成する。また、必要に応じ見直しを行う。(全庁  
注1)
- ◇大流行時に継続すべき優先業務や人員配置計画を定めた「業務継続計画」を策定する。  
(全庁)
- ◇保健所や医師会、医療機関、近隣市町村等との連携を密にし、平時から情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。(健康福祉部、危機管理部、消防部、関係各部)
- ◇県や保健所等が実施する研修会等に積極的に参加し、知識の習得に努める。(健康福祉部、関係各部)

## 情報収集・提供・共有

### 【情報の収集】

- ◇新型インフルエンザや鳥インフルエンザ等に関する国内外の情報を収集する。(健康福祉部・産業経済部)
- ◇県内のインフルエンザ受診患者の状況について、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により把握する。(健康福祉部)
- ◇国立感染症研究所の「学校欠席者情報収集システム」により、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の情報(学級・学校閉鎖等)を収集し、インフルエンザ

の流行状況を把握する。(健康福祉部、教育部)

◇医療機関や学校、社会福祉施設等から情報を収集し、市内のインフルエンザ流行状況を把握する。(健康福祉部、教育部)

注1 各対策の末尾の（）は、主としてその対策にあたる部署を示す。市対策本部が設置された場合は、対策本部に設置される部があたる。

#### 【情報の提供・共有】

◇市民に対して、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の各種対策について、市ホームページや広報紙等により、継続的に情報提供を行う。その際、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。(健康福祉部)

◇県や関係機関との情報共有を迅速に行うため、インターネット等を活用した連絡体制を構築する。(健康福祉部、関係各部)

#### 【相談窓口の設置】

◇新型インフルエンザ等の発生時に市民からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置する準備を進める。(健康福祉部)

### 予防・まん延防止

#### 【個人レベルでの対策】

◇市民に対して、手洗い・うがい・マスクの着用など基本的な感染予防策の周知を図る。また、自らの発症が疑わしいときや罹患した場合は、感染を広げないように不要な外出を控えることやマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉部)

◇新型インフルエンザ等緊急事態時に実施される措置(不要不急の外出の自粛要請)について周知し理解促進を図る。(健康福祉部)

#### 【学校、施設等の対策】

◇保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校、福祉施設等における健康管理や感染予防策の励行を図る。

(健康福祉部、教育部)

◇公共施設や市営住宅における感染予防対策を図る。(健康福祉部、関係各部)

◇公共交通機関における感染予防対策を図る。(健康福祉部、市民環境部、関係各部)

◇新型インフルエンザ等緊急事態時に実施される措置(施設等の利用制限、イベント・集会等の自粛要請等)について周知し理解促進を図る。(健康福祉部、市民環境部、関係各部)

### 【資機材の備蓄】

- ◇新型インフルエンザ等の発生に備え、防護服やマスク、消毒薬等の資機材を備蓄する。  
(健康福祉部)

### 【家きんの衛生管理】

- ◇家きんにおける鳥インフルエンザ対策として、日頃から、家きん舎等の衛生的な管理を心がけるよう周知を図るとともに、家きんの異常を発見した場合の通報体制を整備する。(産業経済部)  
※鳥インフルエンザ対策については、高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル等に基づき対応する。

## 予防接種

### 【予防接種の実施準備】

- ◇特定接種、住民接種の実施について、国や県の協力を得ながら、医師会や関係機関と連携し、速やかに接種が行える体制を構築する。(健康福祉部)

#### <特定接種>

- 特定接種の対象となる職員をあらかじめ把握し、国へ人數を報告する。
- 関係職員の接種スケジュール等の調整をしておく。
- 国が実施する登録事業者の登録事務について、必要に応じて協力する。
- 特措法第28条第4項の規定により、国から特定接種に係る労務や施設の確保等の協力要請があった場合は協力する。

#### <住民接種>

- 円滑な接種を行えるよう、とくに次の事項に留意して、接種準備を進める。
  - ・医療従事者の確保（医師、看護師、受付事務等）
  - ・接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
  - ・接種に要する器具等の確保
  - ・住民への周知方法
- 国の実施要領等を参考に、接種スケジュールや住民への通知方法、予約方法など住民接種の手順を確認しておく。
- 接種には多くの医療従事者の確保が必要となるため、あらかじめ必要とされる医療従事者数を把握し、医師会へ要請しておく。
- 接種会場については、国は、おおむね人口1万人に1カ所程度を想定しているが、地理的状況を考慮し、地域ごとに接種会場を確保する。
- 園児や児童・生徒への接種については、教育委員会や関係部署と連携を密にし、接種計画を作成しておく。
- 入院中の患者や在宅療養中の患者については、基本的に当該医療機関で対応することになるため、その準備をしておく。

○施設入所者については、当該施設において集団的接種を行うことになるため、その準備をしておく。

#### 【ワクチンの供給】

◇ワクチンの円滑な供給について、県や医療機関等との調整を進める。(健康福祉部)

### 医 療

#### 【医療体制の整備】

◇保健所や医師会、医療機関、近隣市町村等と密接に連携を図りながら医療体制の整備を図る。(健康福祉部)

◇市内発生時の医療や搬送体制について、医師会や医療機関と調整・確認を行う。(健康福祉部、危機管理部、消防部、関係各部)

◇新型インフルエンザ等患者の診療に備え、市内医療機関に対して、診療継続計画の作成を依頼するとともに、個人防護具の準備、感染者とそれ以外の患者との接触防止策などの院内感染対策を進めるよう依頼する。(健康福祉部)

◇市内医療機関において新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合の対応(保健所への連絡等)について、医療機関へ周知し確認しておく。(健康福祉部)

◇入院患者が増加した場合の使用可能な病床数を把握するとともに、医療機関の収容能力を超えた場合の対応策(臨時の医療施設の確保等)について、保健所等と調整する。(健康福祉部)

◇市内感染期の救急機能を維持するため、救急隊員の感染予防対策のため個人防護具の備蓄を進めるとともに、新型インフルエンザ等の患者の搬送体制を整備する。(消防部)

◇社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法や施設内における感染拡大防止策について整備する。(健康福祉部)

### 市民生活・経済の安定

#### 【事業所等における対策】

◇事業者や観光施設等に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場・施設内における感染対策などの準備について周知を行う。(産業経済部)

◇公共交通やガスなど市民生活に密接に関わる事業者に対し、市内感染期の業務継続のための準備について周知する。(市民環境部、産業経済部、関係各部)

◇市内感染期における水道の安定供給やゴミの収集について業務継続計画を策定し、体制の整備を行う。(建設水道部、市民環境部)

#### 【火葬能力等の把握】

◇火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、

火葬を円滑に行うための体制を整備する。(市民環境部、関係各部)

【要援護者への支援】

- ◇要援護者をあらかじめ把握しておくとともに、具体的な生活支援策（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を策定する。（健康福祉部）
- ◇関係団体や福祉サービス事業者等と連携し、速やかな支援が行える体制を整備する。（健康福祉部）

## 県内未発生期　（海外発生期～国内発生早期）

- ◇海外で新型インフルエンザ等が発生した状態  
(海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況)
- ◇国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では患者が発生していない状態

### 【目的】

- 1) 市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

### 【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 市内で発生した場合には、早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。
- 4) 海外・県外での発生状況について注意喚起するとともに、県内・市内で発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関や事業者、市民に準備を促す。
- 5) 医療機関等への情報提供、診療体制の確立、市民の生活・経済の安定のための準備、特定接種の実施、住民接種の準備及び実施等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

※新型インフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症が発生した場合には、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部が設置される（罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除く。）（特措法第15条第1項）。同時に、県の対策本部も設置される（特措法第22条第1項）。

## 実施体制

### 【市対策本部の設置】

- ◇「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされた場合、直ちに市対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。また、速やかに対策本部会議を招集し情報の共有を図るとともに、市内発生に備えて対策の協議を行う。なお、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされていない場合であっても、市としての対策を強力に推進する必要があると判断される場合は、対策本部を設置する。（全庁）
- ◇対策本部幹事会を招集し、具体的な対応策について協議、調整を行う。（関係各部）

### 【体制の整備、関係機関との連携】

- ◇各班の役割分担や、業務継続計画に基づく業務の実施体制を再確認し、対策準備を進める。(全庁)
- ◇保健所や医師会、医療機関、近隣市町村等関係機関との連携を密にし、情報を共有するとともに、市内発生時の医療体制や搬送体制を再確認し、対策準備を進める。(健康福祉部、危機管理部、消防部、関係各部)

## 情報収集・提供・共有

### 【情報の収集】

- ◇新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報（症状、症例定義、致死率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）、ワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により、県内の感染状況を把握する。(健康福祉部)
- ◇市内医療機関に対し、県が行う新型インフルエンザ等患者の全数把握に協力するよう要請する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、「学校欠席者情報収集システム」により、学校等における欠席者の情報（学級・学校閉鎖等）を収集するとともに、保育園・認定こども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等における発生状況を把握する。(健康福祉部、教育部)

### 【情報の提供・共有】

- ◇市民に対し、新型インフルエンザ等の発生状況などの情報提供を行い、注意喚起を促すとともに、市内で発生した場合の対策について周知する。(健康福祉部)
- ◇県や関係機関とインターネット等を活用して、適時適切な情報共有を図る。(健康福祉部、関係部局)
- ◇市内で発生した場合のマスコミ等への公表について、発表の方法、公表の範囲等についてあらかじめ検討しておく。(総務部、健康福祉部)

### 【相談窓口の設置】

- ◇市民からの一般的な問い合わせに対応できるように、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する。(健康福祉部)
- ◇県が設置する「コールセンター」の利用を周知する。(健康福祉部)

## 予防・まん延防止

### 【個人レベルでの対策】

- ◇市民に対し、引き続き、インフルエンザの基本的な感染予防策（手洗い、うがい、マ

- スクの着用等) の周知徹底を図る。(健康福祉部)
- ◇発生地域への渡航・旅行者等に対し注意喚起を行う。(健康福祉部)

#### 【学校、施設等の対策】

- ◇引き続き、保育園・認定こども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等における健康管理や感染予防策の徹底を図る。(健康福祉部、教育部)
- ◇引き続き、公共施設や市営住宅の感染予防対策を進める。(健康福祉部、関係各部)
- ◇引き続き、公共交通機関の感染予防対策を進める。(健康福祉部、市民環境部)
- ◇市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応について県と連携し準備を進める。(健康福祉部、関係各部)

### 予防接種

#### 【特定接種の実施】

- ◇国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる市職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務部)
- ◇国が登録事業者の接種対象者等に対して実施する特定接種の準備等に協力する。(健康福祉部)

#### 【住民接種の実施】

- ◇住民接種を速やかに実施できるよう、医師会や医療機関と連携し、具体的な実施に向けて準備を進める。(健康福祉部)
- ◇パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。(健康福祉部)

#### 【ワクチンの供給】

- ◇ワクチンの円滑な供給について、引き続き県や医療機関等との調整を進める。(健康福祉部)

### 医 療

#### 【医療機関等との情報共有】

- ◇国・県等から、新型インフルエンザ等の症例定義、診断・治療に資する情報が示された場合は、医師会や医療機関・医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)

#### 【診療体制の確保】

- ◇発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、県が保健所に設置する「帰国者・接触者相談センター」を通じて、「帰国者・接触者外

来」を受診するよう周知する。(健康福祉部)

- ◇新型インフルエンザ等の患者が一般の医療機関を受診する可能性もあることから、引き続き、院内感染対策や診療体制の整備を進めるとともに、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(健康福祉部)
- ◇新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス等の予防投与等の対応が行われることを周知する。
- ◇臨時の医療施設での医療提供が予測される場合は、県と協議のうえ、当該施設を確保する。(健康福祉部、関係各部)

## 市民生活・経済の安定

### 【事業所等における対策】

- ◇市内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防対策を行うよう依頼する。(産業経済部)
- ◇公共交通やガスなど市民生活に密接に関わる事業者に対し、業務継続のための準備を進めるよう依頼する。(産業経済部、関係各部)
- ◇市内感染期における水道の安定供給やゴミの収集体制について、業務継続計画に基づき整備を進める。(建設水道部、市民環境部)

### 【火葬体制の整備】

- ◇市内感染期における火葬体制の整備を図るとともに、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保できるよう準備を進める。(市民環境部、関係各部)
- ◇遺体の搬送・安置  
作業に必要な非透過性納体袋等の物品の準備について、県と調整する。  
(市民環境部、関係各部)

### 【要援護者への支援】

- ◇要援護者への生活支援策について準備を進める。(健康福祉部)
- ◇状況に応じ、相談窓口の拡充(生活相談)を図る。(健康福祉部)

## 県内発生早期　（国内発生早期～国内感染期）

◇県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しており、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### 【目的】

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### 【対策の考え方】

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

※国は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるときは、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う（特措法第32条）。市は、緊急事態宣言がされた場合、速やかに市対策本部を設置する（特措法第34条）。

## 実施体制

### 【市対策本部の設置】

- ◇国が特措法に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をした場合、ただちに「海津市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。また、速やかに対策本部会議を招集し、情報の共有を図るとともに、市内発生に備えて対策の協議を行う。（全庁）
- ◇対策本部幹事会を招集し、具体的な対応策について協議、調整を行う。（関係各部）

### 【体制の整備、関係機関との連携】

- ◇業務継続計画により業務を遂行し、市民への行政サービスの低下を最小限とする。  
また、サービスや事業を縮小・延期等する場合は、市民への周知を図り混乱を招かないようする。(全庁)
- ◇保健所や医師会、医療機関、消防部、近隣市町村等関係機関との連携を密にし、情報を共有するとともに、市内発生時の医療体制や搬送体制を再確認し、市内感染に備える。(健康福祉部、危機管理部、消防部、関係各部)

## 情報収集・提供・共有

### 【情報の収集】

- ◇引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報、治療法やワクチン等に関する情報を収集する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」等により、県内・市の感染状況を把握する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、保育園・認定こども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等における発生状況を把握する。(健康福祉部、教育部)
- ◇市内医療機関に対し、引き続き、県が行う新型インフルエンザ等患者の全数把握に協力するよう要請する。(健康福祉部)

### 【情報提供・共有】

- ◇市民に対し、県内・市の発生状況や感染対策、感染した場合の対応（受診の方法等）について、あらゆる広報媒体を利用して情報提供を行う。なお、市の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないように配慮するとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害等が生じないよう冷静な対応を呼びかける。(健康福祉部)
- ◇引き続き、県や関係機関とインターネット等を活用して、情報共有を図る。(健康福祉部、関係各部)

### 【相談窓口の強化】

- ◇相談窓口の体制を強化し、国から提供されるQ&Aを活用して、市民からの相談等に対応する。(健康福祉部)
- ◇県が設置する「コールセンター」の利用を周知する。(健康福祉部)

## 予防・まん延防止

### 【個人レベルでの対策】

- ◇市民に対し、引き続き、インフルエンザの基本的な予防策（手洗い、うがい、マスクの着用、人込みを避ける等）の周知徹底を図る。(健康福祉部)

### 【学校、施設等の対策】

- ◇引き続き、保育園・認定子ども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等における健康管理や感染予防策の徹底を図る。(健康福祉部、教育部)
- ◇引き続き、公共施設や市営住宅の感染予防対策を進める。(健康福祉部、関係各部)
- ◇公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(健康福祉部、関係各部)

### 【濃厚接触者対策】

- ◇感染症法に基づき、県と連携しながら、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導等）を行う。(健康福祉部)

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ◇特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合に、県知事から次の事項の要請があったときは、市民への周知を行う。(健康福祉部、教育部、関係各部)
  - ・市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
  - ・学校、保育所等（特措法施行令第11条第1項第1号、第2号に定める施設）に対し期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
  - ・上記以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

## 予防接種

### 【住民接種の実施】

- ◇国の実施要領に基づき、医師会や医療機関との連携のもと、接種を進める。(健康福祉部)

※緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種。  
緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条の規定に基づく臨時の予防接種となる。

- ◇市民に対して、接種の目的や優先接種の順位、実施方法、ワクチンの有効性等の情報を的確に伝え、円滑な接種が行えるように努める。(健康福祉部)
- ◇医療機関へあらかじめ予防接種後副反応報告書・報告基準を配布し、国の住民接種の安全性に係る調査に協力する。(健康福祉部)

### 【ワクチンの供給】

- ◇ワクチンの円滑な供給について、引き続き県や医療機関等との調整を進める。(健康福祉部)

## 医療

### 【医療機関等との情報共有】

- ◇国等から、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報が示された場合は、医師会や医療機関・医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)
- ◇市内の感染状況や診療状況について、市内医療機関の情報共有を図り、適切な医療の提供に努める。(健康福祉部)

### 【診療体制の確保】

- ◇発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、引き続き、県が設置する「帰国者・接触者相談センター」を通じて、「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。(健康福祉部)
- ◇新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、県が感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行うため、連携・協力する。(健康福祉部)
- ◇一般の医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、引き続き、医療機関内の感染対策や診療体制の整備を進めるとともに、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(健康福祉部)
- ◇新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の対応が行なわれることを周知する。(健康福祉部、消防部)
- ◇臨時の医療施設での医療提供が予測される場合は、県と協議のうえ、当該施設を確保する。(健康福祉部、関係各部)

## 市民生活・経済の安定

### 【事業所等における対策】

- ◇市内の事業者に対して、従業員の健康管理の徹底と職場における感染対策を行うよう要請する。(産業経済部)
- ◇公共交通やガスなど市民生活に密接に関わる事業者に対し、業務の継続に向けた取組みを行うよう要請する。(市民環境部、産業経済部、関係各部)
- ◇水道やゴミの収集について業務継続計画に基づき業務を行う。  
(建設水道部・市民環境部)

### 【火葬体制の整備】

- ◇引き続き、火葬体制の整備を図るとともに、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保できるよう準備を進める。

(市民環境部、関係各部)

**【要援護者への支援】**

- ◇要援護者への生活支援策（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、搬送、死亡時の対応等）について、関係団体等の協力を得て実施する。（健康福祉部）

**【生活物資の安定供給】**

- ◇新型インフルエンザ等のまん延に伴い、生活関連物資等の便乗値上げや売惜しみ、買占めが生じないよう、事業者や市民へ適切な行動を呼びかける。（産業経済部、関係各部）

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

(水の安定供給)

- ◇水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第52条第2項）。（建設水道部）

(生活物資の安定供給)

- ◇生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（産業経済部、関係各部）

(相談窓口の拡充)

- ◇状況に応じ、相談窓口の拡充（生活相談）を図る。（健康福祉部、関係各部）

## 県内感染期（国内感染期）

◇県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

### 【目的】

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活・経済への影響を最小限に抑える。

### 【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- 6) 住民接種の体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種を行う。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## 実施体制

### 【体制の整備、関係機関との連携】

- ◇対策本部会議や幹事会を随時開催し、情報の共有を図るとともに、諸対策の実施について協議・調整を行う。(全庁)
- ◇業務継続計画により業務を遂行し、市民への行政サービスの低下を最小限とする。また、サービスや事業を縮小・延期等する場合は、市民への周知を図り混乱を招かないようとする。(全庁)
- ◇保健所や医師会、医療機関、近隣市町村等関係機関との連携を密にし、情報を共有しながら諸対策を実施する(健康福祉部、危機管理部、消防部、関係各部)

## 情報収集・提供・共有

### 【情報の収集】

- ◇引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報、治療法やワクチン等に関する情報を収集する。(健康福祉部)
- ◇医療機関等を通じての新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止するが、保育園・認定子ども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等の感染状況については、引き続き、情報を収集する。(健康福祉部、教育部)

### 【情報提供・共有】

- ◇市民に対し、引き続き、市内外の発生状況や対策、医療体制等の情報提供を行う。(健康福祉部)
- ◇引き続き、県や関係機関とインターネット等を活用して、情報共有を図る。(健康福祉部、関係各部)

### 【相談窓口の継続】

- ◇相談窓口を継続し、国から提供されるQ & A改訂版を活用して、市民からの相談等に 対応する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、県の「コールセンター」の利用を周知する。(健康福祉部)

## 予防・まん延防止

### 【個人レベルでの対策】

- ◇市民に対し、引き続き、インフルエンザの基本的な予防策（手洗い、うがい、マスク の着用、人混みを避ける等）の周知徹底を図る。(健康福祉部)

### 【学校、施設等の対策】

- ◇引き続き、保育園・認定子ども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等における健康管理や感染予防策の徹底を図る。(健康福祉部、教育部)
- ◇引き続き、公共施設や市営住宅の感染予防対策を進める。(健康福祉部、関係各部)
- ◇引き続き、公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な 感染対策を講ずるよう要請する。(市民環境部、健康福祉部)

### 【濃厚接触者対策】

- ◇患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。(健康 福祉部)
- ◇濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、 患者の治療を優先することから原則として見合わせるよう関係機関へ要請する。なお、 患者の同居者に対する予防投与の継続については、国の判断により行う。(健康福祉部)

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ◇特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合に、県知事から次の事項の要請があったときは、市民への周知を行う。（健康福祉部、関係各部）
- ・市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
  - ・学校、保育所等（特措法施行令第11条第1項第1号、第2号に定める施設）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
  - ・上記以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

## 予防接種

### 【住民接種の実施】

◇住民接種について、医師会や医療機関との連携のもと、接種を進める。（健康福祉部）

### 【ワクチンの供給】

◇ワクチンの円滑な供給について、引き続き県や医療機関等との調整を進める。（健康福祉部）

## 医 療

### 【医療機関等との情報共有】

- ◇引き続き、国等から、新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報が示された場合は、医師会や医療機関・医療従事者に迅速に提供する。（健康福祉部）
- ◇引き続き、市内の感染状況や診療状況について、市内医療機関の情報共有を図り、適切な医療の提供に努める。（健康福祉部）

### 【診療体制の確保】

- ◇医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように、医師会や保健所等と調整を行う。（健康福祉部）
- ◇帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院勧告を中止し、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを、医師会を通して医療機関へ周知する。（健康福祉部）
- ◇入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。（健康福祉部）
- ◇在宅で療養する新型インフルエンザ等患者に対し、関係団体の協力を得ながら、見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送などの支援を行うとともに、自宅で死亡した患者への対応を行う。（健康福祉部）

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ◇病床等が不足した場合、医療機関における定員超過入院等について、県と調整を行い実施する。(健康福祉部)
- ◇臨時の医療施設の開設について、県の委任を受けて実施する。(健康福祉部、関係各部)

## 市民生活・経済の安定

### 【事業所等における対策】

- ◇市内の事業者に対して、引き続き、従業員の健康管理の徹底と職場における感染対策を行うよう要請する。(産業経済部)
- ◇公共交通やガスなど市民生活に密接に関わる事業者に対し、業務の継続を要請する。(市民環境部、産業経済部、関係各部)
- ◇水道やゴミの収集について業務継続計画に基づき業務を継続する。(建設水道部・市民環境部)

### 【要援護者への支援】

- ◇要援護者への生活支援策(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、搬送、死亡時の対応等)を関係団体等の協力を得て実施する。(健康福祉部)

### 【生活物資の安定供給】

- ◇生活関連物資等の便乗値上げや売惜しみ、買占めが生じないよう、引き続き、事業者や市民へ適切な行動を呼びかける。(産業経済部、関係各部)

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

(水の安定供給)

- ◇水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる(特措法第52条第2項)。(建設水道部)

(要援護者への支援)

- ◇要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(健康福祉部)

(火葬・遺体安置等)

- ◇可能な限り火葬炉の稼働に努めるとともに、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。(市民環境部、関係各部)

- ◇国が、特措法第56条第1項に基づき、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の特例を定めた場合、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。(市民環境部)

(生活物資の安定供給)

◇生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(産業経済部、関係各部)  
(生活相談窓口の拡充)

◇状況に応じ、相談窓口の拡充(生活相談)を図る。(健康福祉部、関係各部)

## 小康期 (小康期)

- ◇新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ◇大流行はいったん終息している状況

### 【目的】

- 1) 市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

※国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行う（特措法第32条第5項）。また、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザと同程度以下であることが明らかとなった場合などは、政府対策本部を廃止する（特措法第21条）。政府対策本部が廃止された時は、速やかに県対策本部を廃止する（特措法第25条）。緊急事態解除宣言がされた時は、市対策本部を廃止する（特措法第37条）。

## 実施体制

### 【対策本部の廃止】

- ◇国が緊急事態の解除宣言を行ったときは、市対策本部を廃止する。（全庁）

### 【対策の評価、見直し】

- ◇今回の流行への対策について評価を行い、再流行に備えた対策を協議する。（全庁）
- ◇対策の評価を踏まえ、必要に応じ、行動計画や業務継続計画の見直しを行う。（全庁）
- ◇対策の実施に係る記録を整理し、公表する。（健康福祉部）

## 情報収集・提供・共有

### 【情報の収集】

- ◇引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。（健康福祉部）

◇再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生状況を把握する。(健康福祉部、教育委員会)

#### 【情報提供】

- ◇市民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性などの情報提供を行う。(健康福祉部)
- ◇活動の自粛等の解除について、市民や関係機関に周知する。(健康福祉部、関係各部)

#### 【相談窓口の縮小】

- ◇市の相談窓口体制を縮小する。(健康福祉部)

### 予防・まん延防止

#### 【基本的予防策の周知】

- ◇市民に対し、引き続き、インフルエンザの基本的な予防策（手洗い、うがい、マスクの着用等）の周知を行う。また、保育園・認定こども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等の感染対策を進める。(健康福祉部、関係各部)

#### 【資機材の備蓄】

- ◇防護服やマスク、消毒薬等の資機材を備蓄する。(健康福祉部)

### 予防接種

#### 【住民接種】

- ◇流行の第二波に備え、国の指示に基づき、住民接種を進める。(健康福祉部)

#### 【ワクチンの供給】

- ◇ワクチンの円滑な供給について、引き続き県や医療機関等との調整を進める。(健康福祉部)

### 医療

#### 【医療体制】

- ◇医療機関に対して、通常の診療体制に戻すことを連絡するとともに、引き続き、感染予防策を行うよう周知する。(健康福祉部)

### 市民生活・経済の安定

**【事業所等における対策】**

◇事業者に対して、流行の第二波に備え、引き続き、感染予防策を行うよう周知する。  
(産業経済部、関係各部)

**【要援護者への支援】**

◇流行の第二波に備え、要援護者への支援策の整備を進める。(健康福祉部)

**【生活物資の安定供給】**

◇生活関連物資等の便乗値上げや売値しみ、買占めが生じないよう、引き続き、事業者  
や市民へ適切な行動を呼びかける。(産業経済部、関係各部)